## 平成二十五年内閣府令第二十号

することにより行うものとする。

一日及び十月一日における次に掲げる事項その他の保育の利用状況に関し必要な事項を把握四月一日及び十月一日における次に掲げる事項その他の保育の利用状況に関し必要な事項を把握状況の把握は、厚生労働大臣及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)が、毎年度、当該年度の状況の把握は、厚生労働大臣及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)が、毎年度、当該年度の大況の把握は、厚生労働大臣及び供給の状況の把握に関する内閣府令を次のように定める。育て支援法附則第四条の保育の需要及び供給の状況の把握に関する内閣府令を次のように定める。育て支援法附則第四条の保育の需要及び供給の状況の把握に関する内閣府令子ども・子育て支援法附則第四条の保育の需要及び供給の状況の把握に関する内閣府令

附 則 童及び保護者が入所を希望する保育所以外の保育所に入所することができる児童を除く。)の数う。)その他児童の保育に関する事業であって当該市町村が必要と認めるものを利用している児ないものをいう。ただし、市町村が家庭的保育事業(同法第六条の三第九項に規定するものをいことの申込みを行った保護者の当該申込みに係る児童であって保育所における保育が行われていことの申込みを行った保護者の当該申込みに係る児童であって保育所における保育が行われてい一、保育所入所待機児童(児童福祉法第二十四条第二項の規定に基づき保育所における保育を行う

この命令は、公布の日から施行する。